

## 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 用例集

### 本則関係

「第一条の表中「二、〇三五人」を「二、〇八五人」に、「九七七人」を「九五二人」に改める。」の例 ..... 1 ページ

「第二条中「二万千八百八十三人」を「二万千八百四十八人」に改める。」の例 ..... 1 ページ

### 附則関係

「この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。」の例 ..... 1 ページ

### 理由関係

「下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例 ..... 1 ページ

平成二十九年十二月  
法務省司法法制部

千八百八十三人」に改める。

【「本則」関係】

- ① 「第一条の表中「二、〇三五人」を「二、〇八五人」に、「九七七人」を「九五二人」に改める。」の例

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十七号）

第一条の表中「一、九八五人」を「二、〇三五人」に、「一、〇〇〇人」を「九七七人」に改める。

- ② 「第二条中「二万九百八十三人」を「二万千八百四十八人」に改める。」の例

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十七号）

第二条中「二万九百十八人」を「二万

【「附則」関係】

- ③ 「この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。」の例

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十七号）

この法律は、平成二十九年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【「理由」関係】

- ④ 「下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十七号）  
平成二十九年・第百九十三回国会提出合本

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。